

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	高松市総合計画審議会 第4回会議
開催日時	平成19年10月29日(月) 14時00分～15時55分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市新総合計画(仮称)基本構想案について (2) その他
公開の区分	公開 一部公開 非公開
上記理由	
出席委員	井原会長，柘植副会長，井上(博)委員，井上(雅)委員，加藤委員，久利委員，小西委員，谷本委員，中橋委員，南雲委員，野町委員，長谷川委員，福家委員，松浦委員，松下委員，宮本委員，森(正)委員，
傍聴者	2人 (定員 10人)
担当課および連絡先	企画課 839-2135

### 審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 高松市新総合計画(仮称)基本構想案について

(会長)

開会時点における出席委員16名であり、審議会条例第4条第2項により、会議は成立する。

本会議は4回目になり、4回同じ議題であるが「高松市総合計画(仮称)基本構想案」について、御審議をお願いしたい。

第1回目は、本審議会に付託されている課題についての確認をいただき、2回目、3回目は、基本構想の内容についての意見をいただきましたし、これまで書面による御意見の提出も踏まえて多くの御意見をお聞きし、これらは会議録も含めて、事前に資料として送付して確認をいただいているところである。

本日は、3回目に時間の関係から議論できていない「地域別まちづくり」「総合計画の推進」についてと、これまで議論してきた意見の整理、更には、全体的な整理のあり方や答申の取りまとめについての御意見も是非いただきたいので、若干時間を区切りながら対応したい。

地域別まちづくりと総合計画の推進は、全体を基本構想の中で位置づけているが、48ページに記載のとおり、これだけでは内容の何たるかが分かりにくいので、基本構想の後に具体的な形で整理をしている。

今回は合併により、地域別の個性や資源を生かす方向で提案された具体的内容が地域別まちづくりであり、これからの新計画であると理解している。

それでは、地域別まちづくりについて、御意見をお願いしたい。

## 審議経過および審議結果

(委員)

50ページの中部地域の地域特性と課題についてと、54ページの西部地域のまちづくりの方向などについて、それぞれ質問要旨の形で提案しているので、委員の皆さんで検討していただきたい。

(会長)

10月9日締切の書面による意見の7から15、地域の歴史や文化などの多様な資源をいかすという意見だと思われるが、意見があればお願いしたい。

また、この御意見以外にも、あればお願いしたい。

(委員)

都心地域における災害対策について、中央道路沿いの地区と、その東西両側のエリアをどう考えるか、また、沿岸部と内陸部の違いをどう扱うのかについても整理しておくべきでないか。

中心市街地の元の高松城下町のエリアはリスクが小さいが、沿岸部の東も西もリスクが高まっており、こうした地点に災害対策の拠点は極力置かない方がよい。

また、防災面から見て、災害時には自衛隊が出動したり、救難所が開設されるなど、広いスペースが必要になってくるが、都心には空いたスペースが少ないことから、公園などの空きスペースは、なるべくつぶさずに防災公園という視点からも検討を加えていただきたい。

(会長)

防災面からの切り口についても、そうした配慮が必要であると捉えたい。

(委員)

9月13日締切の書面30で申しあげているとおり、合併町を別にしないで市全体の地域コミュニティを5地域に区分しているが、48ページのエリア図のとおり、重なっている部分があり、木太地区などは都心・中部・東部・南部に地域が分散されているようにも見えるが、地域としても統一が難しく、この地域区分の全体的な考え方としての基本的な考え方はどうなのか。コミュニティ協議会としては、まとまったエリアとして扱うのが望ましいと思う。

(会長)

基本的な考え方になるが、市全体として、それらも勘案した中で対応しているのが基本的な姿勢であると認識している。

(事務局)

木太地区は、地域面積も広く、人口も3万人近くになって、東部も南部も色々な性格を有している地区であるが、地域を設定する考え方としては、市全体で5～6の単位でどういう位置づけを示せるかという視点から、大きな目安として、地域ブロックに分けてまちづくりを進めていくという方向を示したものである。

木太は、3校区に分かれており、地域コミュニティとして、どっちというのではなく、地域のまちづくりを進めて行く中で考えていくべきと捉えている。

## 審議経過および審議結果

(会長)

基本構想の中でコンパクトシティに向けた方向を一元的に捉えるのではなく、歴史・文化や地域の現状・形状、地域のつながりなどを総合的に見ながら地域別まちづくりをトータルで捉えることとし、今後の課題として理解している。

(委員)

地域の特色を生かしながら、自分のまちと思えるまちづくりに向けた地域づくりは、人があっての地域であり、高齢化が進んでいく地域にあって、病院とか交通機関の基点がある地域と、ない地域があり、この辺りからの視点も必要である。お年寄りが便利に生活していけるのか。この辺りを補足するなり、説明していただきたい。

まちづくりの目標全体として、計画づくりの中で検討してほしい。

(会長)

そうした視点も補足することで対応することによろしいか。

(事務局)

地域の都市基盤については、基本的に基本構想の中の5番目の目標の都市交通の中で全般的に取り組んでいくこととしているが、地域別まちづくりの中でも特性と課題、まちづくりの方向で記載していることから、そうした地域については、今後の事業の中で反映させていく方向も検討していくこととしたい。

(会長)

戦略計画の中では、進めていくことになると思うが、ここでも反映できるようにという意見であり、検討いただきたい。

(委員)

まちづくりという大きな視点で見た場合、東京一極集中ではいけないということと同じで、同じことが繰り返されるなら地方の時代はない。特色をとるのであれば、本当の地方の時代に向けて、地域の特色を明らかにすることも必要でないか。

(会長)

コンパクトシティ化を大きなまちづくりの目標に掲げている以上、コンパクトシティ一色にするのではないが、地域別まちづくりによって、地域の特色を大切にしていくということも当然である。さりとしてコンパクトシティの旗を降るすのではなく、大きな枠組みの中で地域の特色を生かしましょうということで、その中にシビルミニマム(最低限度の生活環境基準)を守るという意見は当然であると思う。

(副会長)

提案されているコンパクトシティは、既存インフラと新しい戦略的インフラの考え方を踏まえて、どう集約していくかであり、ストックをいかに使うか、あるいは周りの産業や文化をいかに残すかという分散型のコンパクトシティであり、「地方版のコンパクトシティ」である。

一部、都市交通に触れているが、基本構想の段階では、踏み込めないで、触れるだけにとどめ、分散型の中でどういうキーワードを戦略に入れていくかと言うことになる。

#### 審議経過および審議結果

ここでのポイントは、全体的な骨子として触れておくこととし、現実論として、地域別まちづくりの中でキーワードが漏れなく触れているかどうかであり、その辺を理解していただきたい。

(会長)

一極集中のコンパクトシティでなく、分散型のコンパクトシティを求めていこうとすれば、どの辺まで分散型にしたら良いのか、どこまで可能なのか、ということも踏まえて、ここでは、分散型コンパクトシティに向けた構想を検討しているものと理解している。

(委員)

都心地域の地域課題(ク)のところ、南消防署の関係が課題となっているが、大の場の跡地も地域課題になるのではないかと。特に、この地域の貴重な砂浜は、ウォーターフロントとして要となるエリアであるし、街歩きが楽しめるということは、これまでの議論の中で中心部の役割としてバリアフリーによる車に頼らない「歩いて暮らせる」という視点であったと思うし、アメニティというよりは、生活インフラとしての、歩くことが基本になる、歩いて暮らせるという視点でないのか。

(事務局)

大の場周辺の活用は大事であり、ここでは具体的に記載していないが、地域特性の(ア)の「サンポート高松や玉藻公園、北浜アリーなどのウォーターフロントと中央商店街を始めとする既存市街地の連携強化により、都心の魅力をアップすることが重要」ということの中に周辺対策等も含めており、ここではそう捉えている。

歩いて暮らせるという考え方については、将来的には、そうしたまちづくりを目指していくべきと思うが、ここでは、その前段として、記載していると御理解いただきたい。

(委員)

10月9日締切の書面意見で53ページと54ページの箇所についての提言をしている。庵治から下笠居まで海岸線があるが、市民が浜で遊べる場所が何箇所あるのか。朝日町にはパリーケードがあり、市民が立ち入れる場所がなく、シャットアウトされている。サンポートだけが瀬戸の都・高松として光を放っていると感じており、本当に瀬戸の都と言えるのか。そういう意味でまちづくりの方向を提言している。海岸線は、県と市の関係で決まってしまうのではないのか。知事と市長の対話が注目されたが、こうしたことも取り上げるべきであり、県と市が同じテーブルで対話するように強く要望したい。

(会長)

瀬戸の都を大切にすることと、地域生活の豊かさを踏まえた方向をめざすこととしたい。

(委員)

南部地域のことについて、55ページに書いてあり、安心しているが、私たちは夢を持って合併したが、1市1町での合併協議であり、全体としてどんな町になるのかが合併時には見えなかった。

#### 審議経過および審議結果

今、全体として見ることで、知ることのできる初めての計画でもある。これを見て、合併して良かったと思えるか、否と思うか、地域の思いを鑑みていただいて、各地域の特性を生かせるようにしてほしい。特に折角ある空港をいかさない手はなく、高松らしさをいかせるようにしてほしいし、高松らしさを失いたくない。

(委員)

自転車で暮らせるまちづくりが、出てこない。中枢拠点性の箇所に出ているが、都心地域にも自転車で移動できるまちづくりを一言、入れてほしい。

(事務局)

地域別まちづくりに、どこまで盛り込むかということになるが、5の「快適で人にやさしい都市交通の形成」で記載している。

基本構想では書いてあるが、「地域別まちづくり」でもということであり、どういったことができるか検討してみたい。

(会長)

高松には、海があって、山があって、にぎわいのある中心街がある。これだけ色んな要素のあるまちはなく、合併によって、それが可能になったという特性をいかしながら、ひとつのまちとして将来像を描こうというのが、この構想である。

次に、総合計画の推進について、御意見をいただきたい。

総合計画を推進していくために、特に今回は、数値目標を掲げて取り組んでいきたいとするものであり、9月13日締切の書面意見の31から33、10月9日締切の書面意見の16から22が総合計画に関する質問であり、これも入れて意見をいただきたい。46ページに総括しているとおり、「まちづくりの目標を掲げる施策を一つ一つ着実に実施していくため」ということが、総合計画推進の趣旨であり、その際に目標値を掲げて進めていきたいとするものである。

このことを考える上での意見をいただきたい。

計画を推進する際に、PDCAのマネジメントサイクルによるべきという声もよく聞くが、これを厳格にして、着実にやっていけば良いという御意見もある。

(委員)

自主防災組織率の向上が指標化されているが、都心地域だけでなく郊外の防災公園の整備率も同時に加えられないか。これを盛り込むことは行政の負担になるのか。

(会長)

独立したものでなくても、今まで整備されている公園でも良いのではないのか。そういう位置づけにしていくことも可能ではないか。

(事務局)

都市公園と防災公園の両方の側面があるが、どういう風の実現できるかは、考えさせていただきたい。

(委員)

避難所も、公園に設置するという考えもあるのか。

審議経過および審議結果

(委員)

仮設トイレや救援サービスなども入ってくるので、そういうスペースは必要になってくると思われる。

(委員)

屋島地区では、公園が避難所になっている。仮設対応ができるようにもなっていて、公園の一角に地域での防災用具を備えることなども検討していただき、一つの防災拠点にしていただきたい。

(委員)

人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくりについて、私の感想として参考にしてほしい。高松はインフラは整備されているが、車の運転マナーが悪い。指示器を出さないし、自転車のマナーもなってない。交通マナーの指導をうまく考えて進めていけば良いと思う。

(会長)

県外から来られた方々は、必ず同じ指摘をされている。住みやすいまちづくりを進めるのであれば、そうした声を何らかの形でいかしていきたい。

(委員)

自転車利用に関して、63ページにレンタサイクルの利用件数が数値化されているが、余り重要とは思えない。高松は、全国276市の中で自転車事故数がワースト1であり、自転車利用のルールづくりが問われているのではないかと。本来、軽車両として取り扱われており、ルール上は車道を走るべきだが、できていないから事故が発生する、目標値的には自転車の事故率を減らす方が良いまちになるのではないかと。

(会長)

自転車専用道路の整備は、国交省地方整備局の管轄でないのか。

(委員)

地方整備局等が中心になって、県知事に提言することとなる。

(事務局)

四国地方整備局の方で議論をしていただいております、今日も、自転車利用を考える会の会議を開いている。

基本構想の中では、このあたりで触れておいて、後は、それぞれの課題の中で個別に対応していきたい。

(会長)

施策としては、自転車利用の好ましい環境づくりを進めていくということをお願いする。

(委員)

10月9日締切書面意見の18の市道改良率について、市道の幅員を4m以上としているが、暮らしに密着している生活道路としての取り扱いは、どうなのか。歩道整備が含まれていないのはどうなのか。

## 審議経過および審議結果

### (事務局)

市道の改良率に関しては、道路法にいう道路と建築基準法にいう道路で位置づけている道路であるが、家を建てる場合、都市計画区域内においては、幅員4m道路を最低限必要な道路としており、行政としてもこれを尊重し、幅員が4m以上あれば、完成している生活道路として位置づけ、現在、幅員4m未満の道路の改良に取り組んでいるが、ここでは、幅員4m以上の道路を示しているものである。

### (委員)

歩道整備に関しては、どうなのか。

### (事務局)

歩道は旧市内がほとんどで、戦災復興で整備してきた歩道という関係もあって、今は車歩道共存型として歩道と自転車道対策を警察と協議しながら、標識を掲げて対応している。

歩道を設置するのは、物理的に不可能な箇所もあり、道路管理者と十分協議しながら検討していきたい。

### (委員)

63ページの道州制時代に中枢拠点性を担えるまちづくりに関しては、どんな指標を掲げるのが難しいと思う。空港路線拡大や長距離バス網の整備などは良いが、レンタサイクルの利用件数は、どういう関係になるのか分からない。例えば、本店が県外の企業支店数とか、海上輸送のコンテナ出入り数など、経済的・産業的な視点からの指標も必要でないか。

64ページの地域情報化の推進についても、行政サイドだけなのか、企業への情報支援もあるのか、家庭まで及ぶのかなど、色んな切り口で項目を検討していただきたい。

64ページの分権型社会に関しても、職員の意識改革もさることながら、税収対策や滞納率対策なども大事だと思う。

61ページの水道水の供給に関しては、自己処理水の比率についても、できるだけ高い数値を掲げてほしい。

### (会長)

道州制時代や分権型社会をどう数値目標に落とすのかについては、非常に難しい。市だけでやれるものもあれば、やれないものもある。

今の意見を参考にして、今後、検討していただきたい。

一応、基本構想の各項目について、項目毎の意見をいただいた。次に、基本構想全般についての意見を聞きたいが、答申に向けての総括的な意見と、基本構想を踏まえて具体的に取り組む事業についての意見の両方について御意見を伺いたい。

まず、根幹となる全般に関する総括的な御意見を願います。

### (委員)

総合計画は、PDCAのマネジメントサイクルに取り組むのが重要と思う。前年度までの指標はアウトプットが多く、アウトカムが欠けている。例えば、59ページの講座参加者数や平和記念室入館数は、アウトプットであってアウトカムではない。PDCAには、アウトカムが入ってこないと評価の次につながらないように思う。

## 審議経過および審議結果

教職員機能の充実に向けて、参加者の能力アップ、知識技能の向上などのアウトカムを入れると次の目標につなげていけると思う。

(会長)

数値目標にできるかどうかの工夫が大切である。

(委員)

49ページの地域課題アの「サンポート高松や玉藻公園、北浜アリーナなどのウォーターフロントと中央商店街を始めとする既存市街地の連携強化により、都心の魅力をアップすることが重要」とあるように玉藻公園と中央商店街をつなぐ道路がネックになっているのは、琴電であり、商店街から桜の馬場に通じる道路が整備されると、アクセスができて、一つの流れが形成されると思えるが、こういうことが可能なのかどうか伺いたい。

(事務局)

県が連続立体交差事業で取り組んできたが、10年間の期間の中で再評価検討委員会からの指摘により、今のところは一時休止の状態にあって、その後、県等と委員会を設置して検討中である。

(会長)

一般的に言えば、美しい海と街をつなぐ道があって、そぞろ歩きできるというのが魅力であり、可能であると個人的には思う。

(事務局)

都市の顔づくりが、市長のマニフェストの中で提言されており、ウォーターフロントをつなぐ道路の整備が、ここで位置づけられているものである。

(会長)

海と商店街を結ぶ道路の整備は、どこにもない歴史のあるたたずまいづくりだと思う。そういう期待をして構想を進めていきたい。

次に、具体的に取り組む事業についての御意見を伺いたい。

先に施策体系をいただいているので、これも参考にしてほしい。

基本構想が生きた形になるように、戦略計画に関わっていくべきであるとしており、これまでも御意見を聞いているが、なお御意見があればお聞きしたい。

(意見なし)

もし、意見がないようであれば、本来、今日の意見を踏まえてからになるが、全体の構成としての答申案づくりや答申案の構成についても意見をお聞きしたい。

3回目までの意見を踏まえて、事務局の方で答申案の構成についてを整理しているので、まず、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

- ・ 答申案の構成について説明。
- ・ 要約意見の概要について説明。

## 審議経過および審議結果

(会長)

基本構想に対する答申についての構成案であり、こうした形で答申が作られるということ。概ね、こういう方向で整理がなされるということである。若干、施策に関することと具体的な計画に関することが混在している状況ではあるが、できるだけ、いただいた御意見は落とさない形で整理をしており、行政には労苦をしていただいた。こういう形の答申は、前回の総合計画でも同じ構成で答申しており、今回もそれについては踏襲することとしている。

このことについて、御意見があればお聞きしたい。

(委員)

2ページのまちづくりの目標の中の「心豊かな人と文化を育むまち」の内、「生きる力を育む教育の充実について」は、その下に説明している内容からして異質に思える。生きる力は、中央教育審議会の言っていることと紛らわしく捉えられることもあるので、ここでは「生活を創造する力」と考えた方がふさわしいのではないか。

(事務局)

ここでは、学校教育の中で触れる施策として位置づけたものあり、「生きる力を育む教育の充実」という政策として整理したものである。

(委員)

4ページの人がにぎわい活力あふれるまちの中の観光資源については、様々な観点があるとしているが、その後の例えばの後、屋島山上のことを取り上げているが、すごく語弊がある。屋島山上は、屋島寺の所有地であり、国立公園の関係もあって、市や国でどうこうというのは無理であり、この部分は削ってはどうか。

(事務局)

今、示しているのは意見を要約しているものであり、答申では十分配慮してまいりたい。

(会長)

もう少し、やわらかく言ってほしいところもあれば、例えば、海を生かしたまちづくりの部分に「世界に誇る美しい瀬戸内海」とかなどもう少し書き加えた方がよいのではないかという箇所もある。言葉については、まだまだ精査されていない感じであり、プロセス中であるので、忌憚のない御意見を伺いたい。

(委員)

「生きる力」の取り扱いについて、考えてほしい。

(会長)

18ページの施策体系の中の5つの政策のひとつとして「生きる力を育む教育の充実」の中で使っていることから、「これ用」に使ったのではないことをご理解いただきたい。環境教育にふさわしいかどうかというものではない。

(副会長)

個別の答申案を捉えて、指摘をしているが、これで全てを集約して

審議経過および審議結果

いるのではなく、答申は、基本構想を補足するものであると理解してほしい。

(委員)

100人委員会での意見と違うので異質に思えたが、委員の皆さんが良ければ異論はない。

(会長)

他にございませんか。

(副会長)

4ページのコンベンションの誘致促進についての「交流」は、マイスのことを触れた文面であり、交流拡大ではなくて、例えば、遠足であったり、社員旅行であったり、幅広く対象を広げて来てもらいたいという意味での整理をお願いできればと思う。

(会長)

できるだけ漏れないように、できるだけいかすようにというプロセスの中にあるということを御理解いただきたい。

(委員)

2ページの環境と共生する持続可能な循環型社会の形成で、二つ目に地球温暖化防止が示されているが、同様に災害対策も非常に重要であり、例えば、「あらゆる分野において環境とともに、防災にも配慮する姿勢に立ったまちづくり」というふうに一文、加えていただきたい。

(会長)

委員から、そういう御意見が出てくると思っていた。

各委員の皆さんが良ければ、総括的意見の中で、今の観点を入れるという方向で整理をお願いする。

今日の御意見を加えた上で、次の答申に対応していきたい。

私たちに課せられているのは、基本構想についての答申であり、次回、色々と御意見を聞きたい。

次に、その他について、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

今回は、再度、整理をした答申案を示して審議をいただきたい。

今回は、11月5日、月曜日の14時から13階会議室で開催することとし、できるだけ事前に見てもらいたいので、11月2日の金曜日には送付する方向で調整を進めていきたい。

(会長)

11月5日の第5回会議では、前もってのご検討をお願いする。